

第2章 青少年行政

1 福井県青少年総合対策本部

(1) 青少年総合対策本部の沿革

昭和57年10月、知事は福井県青少年問題協議会に、「自らの時代に活力あふれる希望に満ちた成人として活動できる青少年を、いかに育成するか」について諮問し、昭和58年3月にその答申を得た。

その中の行政に対する提言の中において、今や青少年問題の解決は、関係各機関が一同に会し英知を集めて一貫した方針のもとに、長期的・総合的に行わなければならない。そして、そのための機関として「青少年総合対策本部」を設置すべきだということが提唱され、それを受けて昭和58年5月16日に発足したものである。

(2) 組織

福井県青少年総合対策本部は、行政と教育と警察の3つが一体となった組織で、知事を本部長、防災安全部長、教育長および警察本部長を副本部長とし、7人の本部長、11人の常任幹事で構成されている。

常任幹事会で原案が検討され、幹事会、本部会を経て必要事項が決定される。

(3) 所掌事務

福井県青少年総合対策本部では、次の4つの事務を所掌している。

- ア 青少年に関する総合的な施策の企画および推進に関すること。
- イ 知事、教育委員会および警察本部長が実施する青少年対策事業の連絡および調整に関すること。
- ウ 市町が実施する青少年対策についての連絡および指導に関すること。
- エ その他青少年対策に関し必要な事務に関すること。

(4) 青少年総合対策本部設置規程

福井県青少年総合対策本部設置規程

制定：昭和58年5月16日

(設置)

第1条 青少年対策の総合的な企画、調整および推進を図り、もって青少年の健全な育成に資するため、福井県青少年総合対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年に関する総合的な施策の企画および推進に関すること。
- (2) 知事、教育委員会および警察本部長が実施する青少年対策事業の連絡および調整に関すること。

(3) 市町が実施する青少年対策についての連絡および指導に関すること。

(4) その他青少年対策に関し必要な事務に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。

2 本部長は知事を、副本部長は防災安全部長、教育長および警察本部長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長および副本部長)

第4条 本部長は、対策本部を代表し、その事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐して対策本部の事務を掌理し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 対策本部に、幹事会を置く。

2 幹事は、常任幹事および幹事とし、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、対策本部の所掌事務について企画、調査および立案を行うとともに、対策本部が決定した施策の実施に関し必要な事項の連絡調整を行う。

4 幹事会は、必要があると認めるときは、適当と認める者に対し会議への出席を求め、その意見を聴取することができる。

(会議)

第6条 対策本部の会議は、本部長が招集し、必要に応じて開催するものとする。

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、防災安全部県民安全課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則(略)

別表第1(第3条関係)

総務部長 交流文化部長 健康福祉部長 産業労働部長 農林水産部長
土木部長 生活安全部長

別表第2(第5条関係)

1 常任幹事

スポーツ課長 県民安全課長 こども未来課長 児童家庭課長

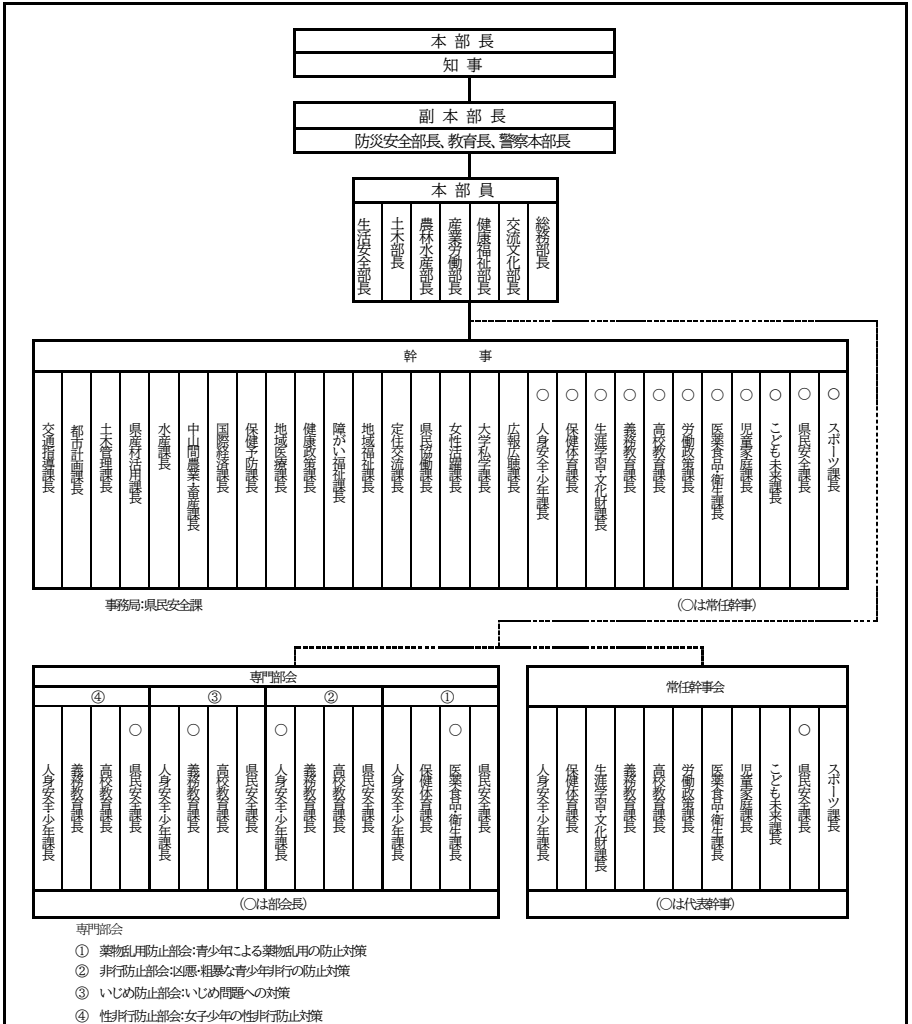
医薬食品・衛生課長 労働政策課長 高校教育課長 義務教育課長

生涯学習・文化財課長 保健体育課長 人身安全・少年課長

2 幹事

広報広聴課長 大学私学課長 女性活躍課長 県民協働課長 定住交流課長
 地域福祉課長 障がい福祉課長 健康政策課長 地域医療課長
 保健予防課長 国際経済課長 中山間農業・畜産課長 水産課長
 県産材活用課長 土木管理課長 都市計画課長 交通指導課長

(5) 青少年総合対策本部組織図



2 青少年愛護センター

(1) 福井県の青少年愛護センターの沿革

全国の少年補導センター(福井県では、青少年愛護センターに当たるもの)は、昭和27年に京都府警察本部が設置した「少年補導所」が始めとされている。

また、福井県内の青少年愛護センターについては、昭和35年に福井市が少年愛護センターを設置(但し、行政機関による補導機関は、昭和28年の福井市補導会連合会等の発足がある。)したことが始めとされている。

この愛護センターの設置とともに、補導員の委嘱や街頭補導、少年相談、環境浄化の諸活動も開始され、その後、昭和37年の中央少年問題協議会意見具申や昭和38年の同協議会決定などで、少年補導センターの充実強化がうたわれ、本県でも、昭和38年から昭和40年代後半にかけて、各市町村で条例等による制度化がなされ、充実強化が進められた。

その後の市町村の合併などを経て、現在の状況となっている。

(2) 青少年愛護センター一覧

センター名	所在地	電話番号
福井市少年愛護センター	〒910-8511 福井市大手3-10-1	0776-20-5418
敦賀市少年愛護センター	〒914-0047 敦賀市東洋町1-1	0770-23-0189
小浜市青少年愛護センター	〒917-8585 小浜市大手町6-3	0770-64-6033
丹南青少年愛護センター	〒915-0096 越前市瓜生町5-1-1 (サンドーム福井内)	0778-23-4550
// 鯖丹支所	〒916-0022 鯖江市水落町2-24-2	0778-52-5988
// 南越支所	〒915-8530 越前市府中1丁目13-7	0778-22-3977
奥越青少年愛護センター	〒912-0011 大野市南新在家28-1 (ビュークリーンおくえつ 内)	0779-66-6690
あわら市少年愛護センター	〒919-0692 あわら市市姫三丁目1番1号 (あわら市教育委員会 文化学習課 内)	0776-73-8042
坂井市青少年愛護センター	〒919-0522 坂井市坂井町上新庄28-5-3	0776-50-3400
永平寺町青少年愛護センター	〒910-1192 吉田郡永平寺町松岡春日1-4	0776-61-3400
美浜町青少年愛護センター	〒919-1141 三方郡美浜町郷市29-3	0770-32-1212

高浜町青少年愛護センター	〒919-2292 大飯郡高浜町宮崎 86-23-2	0770-72-7724
おおい町青少年愛護センター	〒919-2111 大飯郡おおい町本郷 136-1-1	0770-77-1150
若狭町青少年愛護センター	〒919-1592 三方上中郡若狭町市場 20-18	0770-62-2731

(3) ヤングテレホン等相談電話一覧

名 称	電話番号	開設時間
ヤングテレホン&メール相談 (福井市少年愛護センター)	0120-57-4970	月～金 8:30～17:00 (上記以外は留守番電話 及びメールで対応)
家庭教育相談 (敦賀市少年愛護センター)	0770-23-0189 0120-09-0523	火～土 9:00～16:00
家庭教育相談 (小浜市青少年愛護センター)	0770-64-6033	月～金 8:30～17:00
ヤングテレホン (丹南青少年愛護センター-鯖丹支所)	0778-52-6114	月～金 8:30～17:15 (上記以外は 留守番電話で対応)
ヤングテレホン (丹南青少年愛護センター-南越支所)	0778-23-6699	月～金 8:30～17:15 (上記以外は 留守番電話で対応)
ヤングテレホン (奥越青少年愛護センター-大野分室)	0779-66-1006	月～金 9:00～16:00
ヤングテレホン (奥越青少年愛護センター-勝山分室)	0779-88-1004	月～金 9:00～16:00
あわら市少年愛護センター	0776-73-8042	月～金 8:30～17:15
坂井市青少年愛護センター	0776-50-3400	月～金 9:00～17:00
永平寺町青少年愛護センター	0776-61-3400	月～金 8:30～17:00
美浜町青少年愛護センター	0770-32-1212	火～金 8:30～17:00
高浜町青少年愛護センター	0770-72-7724	月～金 8:30～17:00
おおい町青少年愛護センター	0770-77-1150	月～金 8:30～17:15
若狭町青少年愛護センター	0770-62-2731	月～金 8:30～17:15

(4) 青少年愛護センター運営要領

青少年愛護センター運営要領

制定：昭和49年4月1日

(趣旨)

第1 この要領は、地域における青少年の非行防止活動およびそれに関連する健全育成活動を効果的にするため、青少年関係機関、団体の合同活動の拠点として、市町が設置する青少年愛護センター(以下「センター」という。)の設置ならびに円滑適正な運営をはかるために必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2 センターの名称は、青少年愛護センター、または少年愛護センター、もしくは青少年センター等なるべく青少年および地域住民に親しみやすいものを用いるものとする。

(建物)

第3 センターの建物は、おおむね次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 原則として交通に便利な地点にあり、青少年はもちろん地域住民等の関係者が気軽に出入りできるような明るい雰囲気であること。
- (2) 面接室、事務室等青少年の補導活動および健全育成活動に必要な設備を有すること。

(業務の種類)

第4 青少年関係機関および関係団体ならびに民間有志者が、センターを拠点に合同活動として行なう業務は、次のとおりとする。

- (1) 非行防止活動
 - ア 補導活動
 - イ 継続補導
 - ウ 青少年相談
 - エ 専門機関への通告および連絡
 - オ 家庭、学校、職場等への連絡
 - カ 補導連絡等の会議
- (2) その他青少年の非行防止に関連する健全育成業務
- (3) 次に掲げる資料の整備、保存
 - ア 運営委員および青少年補導員名簿
 - イ 補導日誌
 - ウ 街頭補導カード
 - エ 青少年相談受理カード
 - オ 継続補導カード
 - カ 非行少年等のグループカード
 - キ 青少年の非行防止に関連する健全育成活動記録
 - ク その他関係情報資料

(運営委員会)

- 第5 センターにおける合同活動を効果的に推進するため、青少年愛護センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置くものとする。
- 2 運営委員会は、青少年関係機関および関係団体の代表者ならびに民間有志者等で組織し、センターで行なう合同活動の実施に必要な業務計画の協議決定にあたるものとする。
- 3 運営委員会の構成委員は、次の各号の一に該当する職にある者、またはこれに準ずる者のなかから選出する。
- (1) センターの主管部局長
 - (2) センター所長
 - (3) 警察署長
 - (4) 市町の青少年対策主管課長
 - (5) 児童相談所長
 - (6) 福祉事務所長
 - (7) 家庭裁判所調査官
 - (8) 小学校、中学校、高等学校の校長
 - (9) 小学校、中学校、高等学校の指導(補導)部(係)担当教師
 - (10) 職業安定所長
 - (11) 児童委員
 - (12) 保護司
 - (13) 市町議会関係者
 - (14) 婦人、青年、子ども会等青少年関係機関、団体の代表者
 - (15) 学識経験者
- 4 運営委員会委員は市町長が委嘱し、委員長は運営委員のなかから互選する。
- 5 運営委員の定数は、市町の地域の実情に応じて決めるものとする。
- 6 運営委員会は委員長が召集し、原則として年4回以上開催するものとする。
(業務計画協議決定の留意事項)
- 第6 運営委員会が業務計画を協議決定するに当たっては、次の事項に留意するものとする。
- (1) 青少年対策関係機関職員および関係団体構成員を、センター業務に積極的に参加させるように配慮すること。
 - (2) 青少年に悪影響を与えるような社会環境、不良集団および少年の福祉を害するものの発見、実態把握ならびに除去について配慮すること。
 - (3) 青少年の非行防止に関連する健全育成施策についても他の機関と連携のうえ、その協力を得、または、するよう配慮すること。
 - (4) 補導、相談技術の向上を図るため、青少年補導員に対する適切な研修を実施すること。
 - (5) 街頭補導は、事故および災害の発生を防止するために複数で行なうこと。

(職員)

第7 センターに所長ならびに事務および補導担当職員を置くものとする。

2 所長は、部下職員を指揮監督し、センターの運営にあたるものとする。

3 所長ならびに職員は、センターの活動業務を充実強化するため専任とする。ただし、当該市町の既成組織上兼任とすることが適当である場合は、この限りでない。

(青少年補導員)

第8 青少年の非行防止活動およびそれに関連する健全育成活動に従事する青少年補導員を別に定める「青少年補導員設置基準」により、センターに置くものとする。

(補導員証の携帯等)

第9 青少年補導員は、補導および相談活動に従事するとき、身分を証明するものを携帯し、関係者から要求された場合には、これを示し、身分を明らかにするものとする。

(業務実施要領)

第10 センター業務の実施要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 街頭補導

ア 原則として、春、夏、冬季休暇中は毎日、その他は1か月に10回以上実施すること。

イ 街頭補導の実効を期するため、あらかじめ活動の重点目標を定めておくこと。

ウ 従事員の受傷事故等災害防止の観点から事前に関係機関と密接な連絡をとり、実施すること。

エ 青少年に有害な社会環境の調査および浄化についても街頭補導とあわせて実施できるよう計画すること。

(2) 青少年相談

保護者等から青少年の非行防止、または福祉に関する相談があったときは適切な措置を講ずること。

(3) 継続補導

ア 継続補導については、保護者等から依頼を受けた少年または街頭補導等により発見した少年のうち、非行防止上とくに必要があると認められるときは、保護者等の承諾を得て、これを実施すること。

イ 継続補導ケースで専門機関へ引き継ぐことが適当と認められるものにあつては、関係機関と協議し、適切な措置を講ずること。

(4) その他青少年の非行防止に必要な業務

ア 職員、青少年補導員等の研修会、研究会の開催

イ 相談業務等、センター業務に関する広報活動

ウ 非行集団のたまり場、青少年に有害な環境等の諸調査

エ 青少年相談、継続補導を適切に行なうための心理判定

(5) 青少年の非行防止に関連する健全育成業務

(補導措置の基準)

第 11 青少年補導員は、補導および相談活動により発見補導した少年が、児童福祉法第 25 条、または少年法第 6 条の規定により通告しなければならない者であるときは、すみやかにセンターに連絡すること。

2 前項の連絡を受けたセンターにおいては、関係者の協議により、必要に応じて児童相談所、福祉事務所、家庭裁判所、警察署等の専門機関へ通告または連絡するものとする。

3 前項の規定により通告または連絡する以外の少年については、センターおよび青少年補導員等が協議し、必要と認められるときは、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 家庭に対する連絡
- (2) 学校に対する連絡
- (3) 職場に対する連絡
- (4) その他関係者に対する連絡

(関係機関との協議)

第 12 センターは、その業務の実効をあげるため、福祉、教育、警察などの青少年関係機関はもちろん、その他の関係機関と緊密な連携を保つものとする。

2 広域的な補導活動を効果的に推進するため、各センター間においては、常に密接な連絡を行なうものとする。

(5) 青少年補導員設置基準

青少年補導員設置基準

制定:昭和49年4月1日

(目的)

第 1 青少年愛護センター(以下「センター」という。)の業務の一環として実施する青少年の非行防止活動およびそれに関連する健全育成活動を効率的に推進するため、青少年補導員(以下「補導員」という。)を置くものとする。

(委嘱)

第 2 補導員は、おおむね青少年関係機関、団体、青少年関係指導者、婦人、青年等青少年関係団体のなかから、市町長が委嘱する。

2 補導員の委嘱数は、市町において、それぞれの地域の実情に応じて決めるものとする。

(委嘱の条件)

第 3 補導員は、次の各号に適合することを要件とする。

- (1) 人格職見が高く、広く地域社会の実情に精通した者であること。
- (2) 青少年に対する理解と愛情を有し、青少年の非行防止およびそれに関連する健全育成に対する熱意のあること。
- (3) 心身ともにすこやかであること。

- (4) 年齢がおおむね25才以上であること。
- (5) 1か月に1回以上、街頭補導活動に従事できる状態であること。
- (6) 当該市町内に、住所または勤務先のあること。

(任期)

第4 補導員の任期は、1か年以上とする。

ただし、再委嘱することはさまげない。

(任務)

第5 補導員は、センター所長(以下「所長」という。)の指示にしたがって次の活動を行ない、各号により処理するものとする。

(1) 街頭補導

対象青少年を発見したときは、補導カード等を作成し、補導日誌に添えて所長に報告するものとする。

(2) 青少年相談

相談を受けたときは、青少年相談受理カードを作成し所長に報告、その指示を受けて処理するものとする。

(3) 継続補導

継続補導は、所長に委託されたケースのみとし、その状況および結果については、継続補導カードを作成し、所長に報告して指示を受け処理するものとする。

(4) その他青少年の非行防止上必要と認められる事項。

(5) 青少年の非行防止に関連する健全育成活動。

居住地域に密着した環境浄化など非行防止に関連する健全育成活動を行なうとともに、センターの行なう同様の健全育成業務に対して協力するものとする。

2 前項に掲げる任務に従事した際に作成する報告記録およびその他必要な記録は、次のとおりとする。

(1) 補導日誌

(2) 街頭補導カード

(3) 青少年相談受理カード

(4) 継続補導カード

(5) その他青少年の非行防止活動およびそれに関連する健全育成活動記録

(留意事項)

第6 補導員は、関係者の信頼と協力を得るため、常に次のことがらに留意するものとする。

(1) 補導の心得

補導員は、青少年の特性を理解し、正しい愛情をもって青少年の名誉と人権を尊重し、秘密を守って言行を慎み、青少年に接する場合は懇切に指導することに留意しなければならない。

(2) 秘密の保持

補導員は、職務上知り得た秘密について、特定の青少年やその家族が推知できるような内容を他にもらしてはならない。

補導員の職を退いた後も同様とする。

(3) 面接の心得

補導員は、青少年から事情を聴取し、または、注意、助言をする場合には人目につかないようにし、応接に当っては愛情をもって冷静、沈着かつ簡潔にユーモアを交えて対処しなければならない。

(4) 危害事故防止

補導に当っては、交通あるいは危害を受けないよう十分注意し、呼びかけの時機、場所の選定にあたって、周囲の状況、とくに明暗の度合、地形、相手の人数、一般人の関心、交通の状況等を考慮しなければならない。

(研修)

第7 補導員は、センター等の行なう実務研修会、研究会等に積極的に参加するなどし、常に自己の資質の向上に努めなければならない。

3 青少年育成推進指導員

(1) 青少年育成推進指導員とは

青少年育成推進指導員は、青少年育成にかかる国および県・市町村民運動の末端への浸透を図るため、昭和42年から設けられたものである。

昭和59年3月、全市町村に青少年育成市町村民会議が設置されたことから、市町村にそれぞれ1名(福井市のみ2名)が配置された。平成16年度から人員の拡充が図られ、各市町立中学校の通学区域毎の配置となり、平成26年度からは更なる活性化を図るため、中学校区に限らず、小学校区やブロック単位とするなど各市町の実情に応じた選出が可能となった。

なお、任期は2年間となっており、各市町長からの推薦を受けて、福井県青少年総合対策本部長および青少年育成福井県民会議会長の連名で委嘱している。

(2) 青少年育成推進指導員設置要綱

福井県青少年育成推進指導員設置要綱

最終改正:平成26年 1 月17日

施行:平成26年 4 月 1 日

第1 目的

県下の市町に青少年健全育成活動の中核的な役割を担う「福井県青少年育成推進指導員」(以下「推進指導員」という。)を設置し、地域社会が一体となった青少年健全育成活動を推進するとともに、青少年育成に関する県民運動、市町民運動の地域への浸透を図る。

第2 任務

推進指導員は、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 市町における青少年対策主管課を活動の拠点とし、青少年愛護センター、学校、警察等の関係機関と密接な連携を保ち、青少年の健全育成および非行防止対策を推進する。
- (2) 青少年育成市町民会議(以下「市町民会議」という。)の構成員として、公益財団法人青少年育成福井県民会議(以下「県民会議」という。)、青少年団体および青少年育成団体等と密接な連携を保ち、青少年に関する県民運動、市町民運動の地域への浸透を図る。
- (3) 青少年、青少年育成団体および青少年育成推進員(以下「推進員」という。)の相談に応じ、必要な場合は関係機関に連絡通報するなど助言指導にあたる。
- (4) 家庭および地域社会において、すべての大人が青少年育成について深い関心と理解をもつよう、意識啓発と世論の喚起に努めるとともに、「家庭の日」および「青少年育成の日」の浸透など青少年育成県民運動の普及、啓発を図る。
- (5) 地域社会の環境浄化を図るため、積極的に、有害な興行・公告物・図書・玩具もしくは危険物等で青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるものの発見に努め、関係機関に対する連絡通報等適切な措置を講ずるとともに、環境浄化

運動の推進にあたる。

第3 推薦

推進指導員は、市町長が市町民会議会長と協議して、次の適性を備えた者を中学校の通学区域またはこれに類する区域毎に1名推薦する。ただし、市町から推薦する人数について申し出があった場合には、協議の上、別途定めるものとする。

- (1) 推進員またはこれに準ずる者で、「第2 任務」に定める活動を積極的にできる者
- (2) 地域における青少年問題および青少年健全育成運動に対する見識に優れ、関係機関・団体との緊密な連携を維持できる者

第4 委嘱

推進指導員は、青少年総合対策本部長(以下「青対本部長」という。)および県民会議会長が委嘱する。

第5 任期

推進指導員の任期は2か年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6 解嘱

推進指導員としての任務の遂行に支障がありこれに堪えられない場合または推進指導員としてふさわしくない行動のあった場合は、任期にかかわらずこれを解嘱するものとする。

第7 その他

- (1) 青対本部長は、推進指導員に対し、別に定める身分証明書を交付するものとする。
- (2) 推進指導員は、具体的活動内容および育成指導上の問題点について、別に定める様式により、市町長を通じ、青対本部長に報告するものとする。
- (3) 推進指導員は、その資質向上を図るため、県、県民会議が主催する研修および県民会議、市町民会議が主催する会議および諸行事に参加するものとする。

附則、様式(略)

(3) 青少年育成推進指導員の具体的活動内容

青少年育成推進指導員は、市町、青少年育成市町民会議および青少年育成推進員との連携のもと、以下の活動にあたる。

ア 青少年育成地域活動の推進

- (ア) 青少年をとりまく地域の実態や問題点を明らかにし、住民に健全育成の意識を高め世論を喚起すること
- (イ) 青少年育成市町民会議の機能の充実、活動の活性化と既存の各種青少年団体等の相互連携を図ること
- (ウ) 地域ぐるみで行う青少年育成のための諸行事に参画すること

イ 青少年団体の指導・育成

- (ア) 青少年団体活動を振興し、充実するための指導と援助
- (イ) 各種青少年団体の協調を図るための連携、連絡協議会の育成
- (ウ) 青少年団体の組織化および加入促進の相談活動

ウ 青少年育成県・市町民運動の推進

- (ア) 青少年育成県・市町民運動の啓発と世論の喚起
- (イ) 「家庭の日」「青少年育成の日」の浸透
- (ウ) 大人の自覚を高め、姿勢を正すための諸運動の普及啓発を図ること

エ 青少年相談と愛護活動

- (ア) 青少年、青少年育成団体および青少年育成推進員の相談に応じること
- (イ) 青少年愛護センター、児童相談所等公的機関との連携
- (ウ) 非行の予防と早期発見のための愛護活動

オ 青少年を取り巻く環境の浄化と施設への協力活動

- (ア) 有害な興行・広告物・図書・玩具等、青少年の健全育成を阻害する恐れのあるものの発見通報
- (イ) 青少年の遊び場、集会場等の整備と確保のための地域への働きかけ
- (ウ) 青少年関係施設への協力と広報活動

4 青少年育成推進員

(1) 青少年育成推進員とは

地域に根ざした青少年の健全育成、非行防止住民運動の推進母体である青少年育成市町村民会議が昭和58年度までに県下35市町村全域に設置され、各地域の実態に則した様々な取組みが展開されてきた。

しかし、これらの運動が効率良く作用し、一層の効果を高めていくためには、個々の活動を各集落の一軒一軒の家庭に、一人ひとりの青少年の中に深く浸透させていく手立てが必要である。さらに、各区・町内会の実情に沿った各集落独自の育成活動も掘り起こしていかなければならない。

このように各地域の市町民会議、関係機関・団体やその会員の方々等と密接な連携を保ちながら、各区・町内会の個々の家庭や青少年と接触を密にし、その集落の青少年育成指導者として活躍しているのが「青少年育成推進員」である。

なお、昭和59年から福井県青少年総合対策本部長、市町村長、青少年育成市町村民会議会長の委嘱による制度として開始されたが、平成16年度から、「地域の子どもは、地域が守り育てる」ことの実効性をより高めるため、市町長、青少年育成市町村民会議会長の委嘱による制度へと移行した。

(2) 青少年育成推進員の任務

青少年育成推進員は、福井県青少年育成推進指導員の指導・助言、情報提供等を受けるなど、推進指導員と連携を保ちながら以下の例に挙げられる任務にあたるものとされるが、各市町により地域の実情に応じて推進員設置要綱が定められ、任務も各市町の青少年にかかわる諸問題の特性に応じたものになっている。

(3) 青少年育成推進員任務例

- ア 地域住民に「地域の子どもは、地域が守り育てる」という意識の啓発を行うとともに青少年の社会参加活動の推進を図る。
- イ 市町民会議の構成員として、「家庭の日」、「青少年育成の日」および「地域のおじさん、おばさん運動」の地域への浸透など青少年育成県民運動、市町民運動の地域への浸透を図る。
- ウ 青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるものの発見に努め、関係機関等に対する連絡通報等適切な措置を講ずることにより地域社会の環境浄化を図る。

5 青少年補導員

(1) 青少年補導員とは

青少年補導員は、非行防止活動や非行防止に関連する青少年の健全育成活動に従事するものとして、青少年愛護センター運営要領(昭和49年4月1日制定)に基づき、青少年補導員設置基準(昭和49年4月1日制定)により、市町の青少年愛護センターにおかれるもので、各市町での設置根拠は、市町の条例、規則あるいは要項要領により、定められている。

委嘱については、市町長名あるいは教育長名など、各市町により異なっているが、任期については、1か年以上となっており、再任を妨げないことになっている。

(2) 青少年補導員の業務

青少年補導員が合同活動として、青少年愛護センターで行う業務は、

- ア 少年補導に関すること
 - イ 少年相談に関すること
 - ウ 少年の健全育成に関すること
 - エ その他少年の非行防止に関すること
- 等で、県内の各市町ともおおむね同様である。

(3) 青少年補導員の現状

県内で青少年補導員として委嘱を受けている人は、1,309人(令和6年1月現在)で、その市町別の数は、下表のとおりである。

市町別青少年補導員数 (人)

福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市	坂井市
113	88	140	69	77	67	96	104	292
永平寺町	池田町	南越前町	越前町	美浜町	高浜町	おおい町	若狭町	
66	10	28	40	17	20	40	42	

6 少年警察協助手員および少年指導委員

(1) 少年警察協助手員および少年指導委員制度の沿革

少年等の非行防止活動は、警察活動だけに頼るものではなく、広く地域社会全体の問題として取り上げ、実態に応じた具体的な施策を推進することが必要であるという観点から、昭和41年4月に少年警察協助手員の制度が発足、さらに、昭和58年4月には、主として非行集団の解体補導活動を任務とした特別少年警察協助手員の制度が発足した。

また、昭和60年4月には、主として少年を取り巻く風俗環境の浄化活動を任務とする少年指導委員の制度も発足した。

しかし、「少年の非行防止と健全育成」に寄与するという共通の使命を担う少年警察ボランティアでありながら、それぞれが別々の組織として存在するために、その効率的かつ円滑な運用に支障をきたす状況がみられることとなったことから、これら制度を見直して充実強化するとともに、少年警察ボランティア組織を整理統合して組織の一体化と精鋭化を図り、より効率的な運用を行うために、平成11年4月から「福井県少年警察協助手員及び特別少年警察協助手員要綱」および「福井県少年指導委員運営規定」が運用された。

その後、非行少年の減少に伴い、「非行集団の解体補導」を業務とする特別少年警察協助手員の必要性が低下したことなどから、平成25年3月に特別少年警察協助手員は少年警察協助手員に統合され、現在の体制となった。

(2) 体制

県下11警察署にそれぞれ少年警察協助手員会が設置され、警察本部長から各会合計252人の少年警察協助手員が委嘱されている。

少年警察協助手員252人のうち、50人は県公安委員会から少年指導委員として委嘱されている。

(3) 業務等

ア 少年警察協助手員の任務

- (ア) 非行少年等の発見補導
- (イ) 少年の規範意識の向上等に関する活動
- (ロ) 有害環境の浄化に資する活動
- (エ) 少年を犯罪被害から守る
- (オ) その他警察が行う少年の健全育成に資する活動に係る協力

イ 少年指導委員の任務

風俗営業等に関する、次の各号に掲げる活動

- ・ 飲酒、喫煙をしている少年、風俗営業等の営業所等への出入りや付近をはいかいしている18歳未満の者などの補導
- ・ 風俗営業等を営む者などに対し、少年の健全育成に障害を及ぼす行為による被害を防止するために必要な助言

- ・ 被害を受けた少年への助言、指導および援助
- ・ 少年の健全育成にかかる地方公共団体の施策や民間団体の活動への協力
- ・ 少年や保護者からの相談に応じ、助言、指導その他の援助活動
- ・ 少年の健全な育成に資する事項等についての広報啓発活動

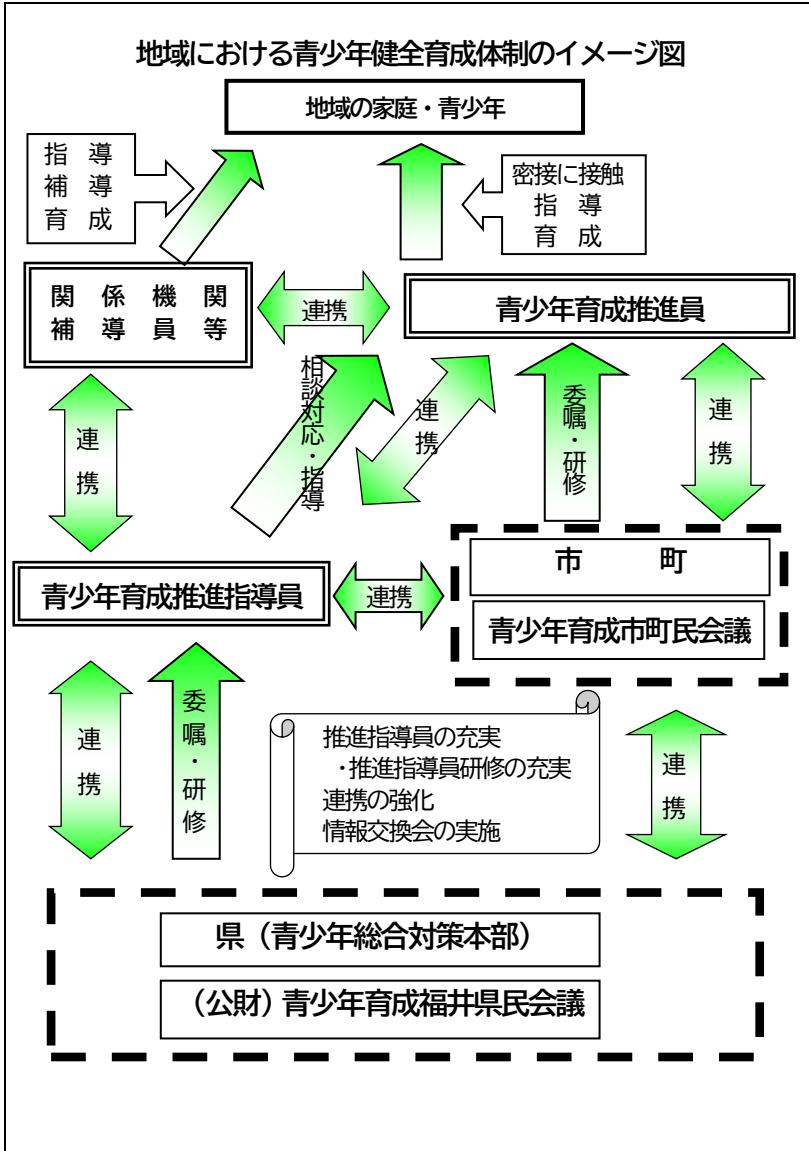
(4) **任期**

少年警察協助手員および少年指導委員の任期は2年で、再任を妨げない。

(5) **秘密を守る義務**

少年警察協助手員および少年指導委員は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと、および解嘱後もまた同様であることが義務付けられている。

7 地域における青少年の健全育成体制



8 街頭補導の技術

1 補導対象の少年とは

対象となるものは非行少年等であるが、次のような少年をいう。

- (1) 14歳以上20歳未満の罪を犯した少年(犯罪少年)
- (2) 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年(触法少年)
- (3) 保護者の正当な監督に服さないとか、正当な理由なく家庭に寄り付かないなど、そのままにしておく、その性格、環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年(ぐ犯少年)
- (4) 飲酒、喫煙、深夜はいかい等自己または他人の徳性を害する行為をしている少年(不良行為少年)
- (5) 虐待、酷使、放任されている少年で、何らかの処置が必要と認められる少年(要保護少年)

2 補導者の心得

(1) 一般的心得

- ア 人権を尊重すること
- イ 愛情をもって接すること
- ウ 特性の理解に努めること
- エ 秘密の保持に務めること
- オ 自己の服装に留意すること
- カ 言動を慎むこと
- キ 真実の発見に努めること
- ク 長所の発見に努めること
- ケ 創意工夫に努めること
- コ 関係者の意向を尊重すること
- サ 一人ひとりの少年に適応した補導をすること

(2) 街頭補導者の心得

補導の成否は最初の面接技術の巧拙によって左右されるものであるから、補導者は、補導上の一般的心得を守るとともに次のことに留意しなければならない。

ア 補導の場所に留意すること

補導の場所は少年の名誉を傷つけないため、努めて人目の少ない場所を選ぶよう考慮しなければならない。

イ 呼びかけの言葉に留意すること

呼びかけの言葉は「君」「僕」「お嬢さん」というような相手にふさわしい呼び方を用い、自己の身分を明らかにし、相手方に安心感を与えることに留意しなければならない。

ウ 言動に挑発されないこと

補導中、往々反抗する少年があるが、この場合、この言動に挑発されないよう特に冷静を保ち自己の技術の至らない点を反省するとともにおもむろに補導の趣旨を説明して納得させるように努めなければならない。

エ 住所、氏名等の記載に留意すること

被補導者の住所、氏名はなるべく記憶し、本人の面前で手帳や補導カード等に記載することは避けなければならない。

オ 現場訓戒にとどめるものについては、さらに次のことに留意しなければならない。

(ア) 行為の反省を促すこと

現場訓戒による補導は、その場限りで補導の全てを期そうとするものであるから、少年が行為を反省して再び繰り返さぬと自ら誓うに至るような適切な訓戒を行わねばならない。

(イ) 納得のいく訓戒に努めること

対象少年の中には自己の不良行為について認識していないものが多いからこの点に留意し、特に言動、態度を慎み少年が補導の趣旨を納得するように訓戒しなければならない。

(ウ) 別れぎわをよくすること

訓戒にあたっては、少年をつとめてより戻しをするとともに、もし困ったことがある場合は、いつでも相談に応ずることを伝えるなど笑顔で別れるように努めなければならない。

3 補導の対象となった少年の措置

(1) 罪を犯した少年(犯罪少年)

ア 原則として一刻も早く、最寄りの警察官に通報する。

イ 場合によっては、犯罪行為を制止した後、警察官に通報する。

ウ 現行犯人として逮捕した場合は、速やかに警察官に引き渡す。

(2) 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年(触法少年)

ア 保護者のない触法少年、または保護者に監護させることが不相当であると認められる触法少年で、児童自身に問題がある場合は児童・女性相談所、嶺南振興局敦賀児童相談所へ通告し、家庭に問題がある場合は、健康福祉センターに通告する。

イ 犯罪行為が重大なものであるときは、まず警察官に通報する。場合によっては、犯罪行為を制止し、または注意した後警察官に通報する。

ウ 上記以外の場合は、家庭または必要に応じて学校に連絡する。

エ 犯罪少年および触法少年の認定が困難な場合は警察官に通報して、その措置をゆだねる。

(3) 将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年(ぐ犯少年)

ア 14歳未満の場合

(ア) 保護者のない者または保護者に監護させることが不相当であると認める者に限り児童・女性相談所、嶺南振興局敦賀児童相談所または健康福祉センターに通告する。

(イ) 監護能力のある保護者のいる場合は、保護者に対して、将来その少年の補

導についてとるべき措置を懇切に指導する。

イ 14歳以上18歳未満の場合

(ア) く犯理由が本人の素質にあり、少年自身の矯正を必要とするものは、家庭裁判所に送致または通告する。

(イ) 少年の家庭または環境の改善を必要とする者は、児童・女性相談所、嶺南振興局敦賀児童相談所または健康福祉センターに通告する。

ウ 18歳以上20歳未満

児童福祉法の適用がないから、全て少年法の規定に基づいて家庭裁判所に送致または通告する。

(4) 不良行為をしている少年(不良行為少年)

ア 発生場所において、注意・助言・制止する。

イ 不良行為の原因が、家庭、学校、職場にあると考えられる場合には、それぞれに連絡し協力を得る。

(5) 虐待、酷使、放任されている少年で、何らかの処置が必要と認められる少年(要保護少年)

ア 保護者がいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認める児童は、児童・女性相談所、嶺南振興局敦賀児童相談所または健康福祉センターに通告する。

イ 上記以外の場合は、保護者等に注意・助言する等少年の福祉のための必要な措置をとる。

しかし、家庭、学校、職場等への連絡は、方法が適切でない場合には、少年を不当に圧迫したり、不遇にするおそれもある。家庭や学校や職場等に連絡する場合は、慎重に取り扱わなければならない。

この弊害を避けるため、街頭補導をした年月日、場所、行為等を少年ごとに常に整理しておき不良行為等がたびたび繰り返されていることが判明した場合には、その少年の街頭補導をした補導員や担任教師、少年の居住地を所轄する児童委員等が、青少年(少年)愛護センターに参集し、家庭、学校、職場に対する補導連絡の方法およびその連絡責任者を誰にするかなどを協議決定するなど、少年に最も適した方法を選ぶ必要がある。

9 「家庭の日」「青少年育成の日」の推進

(1) 「家庭の日」の推進

ア 制定趣旨

次代を担う青少年を、健やかに育てることは当面している最も重要な課題で、その基盤は、まず家庭であり、健全な家庭生活こそ極めて大切なことである。家庭が「憩いの場、教育の場、明日の力を生み出す場」となるように機能を果たすことが先決であり、県ではその働きを促進するため県の条例で、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めたものである。(昭和42年3月18日施行)

イ 実施目標

家庭の意志の疎通と感情の融和を図り、相互の理解と信頼を深めて、より明るく、和やかで、愛情に満ちたあたたかい家庭環境をつくるように、次の3点を実施目標としている。

- (ア) 家族みんなで 話し合う(和やかで、きまりある生活を)
- (イ) 家族みんなで 楽しみ合う(明るく楽しい茶の間づくり)
- (ウ) 家族みんなで 協力し合う(力を合わせて、家事を助け合う)

ウ 「家庭の日」推進テーマ

月	テ ー マ
1月	新しい年を迎え、わが家の一年の計画をたてよう。
2月	わが家の歴史を語りあい、寒さに負けない体力をつくろう。
3月	こどもの成長を祝い、みんなの夢を育てよう。
4月	木や草花を大切にし、美しい花を咲かせよう。
5月	野や山に出かけ、美しい自然に親しもう。
6月	社会のきまりを守り、明るい町や村をつくろう。
7月	太陽の下で、からだをきたえよう。
8月	祖先に感謝し、郷土の歴史を知ろう。
9月	おとしりをうやまい、お互いに思いやる心を持とう。
10月	スポーツを楽しみ、よい本に親しもう。
11月	働く人びとに感謝し、自分でできる仕事や奉仕を受け持とう。
12月	一年をかえりみ、しあわせな家庭を喜ぼう。

エ 「家庭の日」シンボルマーク

「家庭の日」のより一層の周知を図り、実践を促進するため、広く県民から分かりやすく、親しみのある「家庭の日」のシンボルマークを公募し、平成11年11月に、右のデザインに決定し公表した。

今後はこのマークで普及啓発を図ることになっている。



シンボルマーク

(2) 「青少年育成の日」の推進

ア 制定趣旨

次代を担う青少年の非行を未然に防止し、青少年を健全に育成するため、すべての県民が青少年について注目し、考え、そして行動するとともに、各機関・団体が行う青少年の健全育成にかかる各種啓発活動をさらに有機的に連携させ、集中的に展開する日として、毎月15日を「青少年育成の日」と定めたものである。(昭和59年7月1日施行)

イ 「青少年育成の日」推進テーマ

月	テ ー マ
1月	新しい年を迎え、社会参加への計画を立てよう。
2月	手をかけず、目をかけて自立を助けよう。
3月	役割を自覚させ、やりとげる態度を育てよう。
4月	近隣との会話をふやし、楽しい地域を築こう。
5月	心のこもったあいさつでふれあいの輪を広げよう。
6月	良書に親しみ、豊かな心を育てよう。
7月	親子の対話を深め、青少年の心の変化に気を配ろう。
8月	地域社会活動に参加してふる里を見直そう。
9月	社会ルールの大切さを教えよう。
10月	スポーツに親しみ、たくましい心と体を育てよう。
11月	仲間をふやし、思いやりのある心を育てよう。
12月	一年をふり返り、感謝の気持ちを持つよう。

10 愛護関係法令

(1) 福井県青少年愛護条例

福井県青少年愛護条例

公布:昭和39年 4 月 1 日

最終改正:令和 5年 10月 4 日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成を図るとともにこれを阻害するおそれのある行為を防止することによつて、青少年の福祉の向上を図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するための推進機関を設け、施設を整備し、または教育活動の充実を図る等積極的な諸施策を実施するように努めなければならない。

2 県は、前項に規定する諸施策を、市町その他の団体と協働して実施するように努めるとともに、市町その他の団体が実施する青少年の健全な育成に関する施策が効果的なものとなるよう支援するものとする。

第3条 削除

(県民の責務)

第4条 何人も、青少年の健全な育成を図るために、常により環境をつくり、青少年を善導するように努めなければならない。

2 県民が組織する青少年の健全な育成を目的とする団体は、県および市町と緊密な連携を図り、青少年の健全な育成活動を積極的に展開するように努めなければならない。

(定義)

第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者(民法(明治29年法律第89号)の規定により成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、青少年を現に監護する者をいう。
- (3) 興行 映画、演劇、音楽、演芸その他の興行をいう。
- (4) 図書等 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真および彫刻ならびにレコード、録音テープ、映写用フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、フロッピーディスク、コンパクトディスク、シーディーロムその他の音声または映像が記録されているものならびにこれらに類するものをいう。
- (5) 玩具刃物類 玩具、刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第2条第2項に規定する刀剣類を除く。)その他これらに類するものをいう。

- (6) テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業および同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (7) 利用カード テレホンクラブ等営業に係る役務の提供を受けるために必要な事項が記載されたカードその他の物品をいう。
- (8) 広告物 公衆に表示され、または頒布されるものであつて、看板、はり紙およびちらしならびに建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたものならびにこれらに類するものをいう。

第2章 青少年の健全育成に関する施策

（家庭の日）

第6条 明るい家庭づくりを進めるため、毎月第3日曜日を家庭の日とする。

2 家庭の日には、家族みんなが話し合い、楽しみ合い、協力し合うように努めるものとする。

（青少年育成の日）

第7条 青少年の健全な育成を推進するため、毎月15日を青少年育成の日とする。

2 青少年育成の日には、県民一人ひとりがそれぞれの立場から、青少年の健全な育成について話し合い、協力して青少年の育成活動を行うように努めるものとする。

（優良環境の推奨）

第8条 知事は、自然環境または社会環境で青少年の健全な育成に特に有益なものがあると認めるときは、これを推奨することができる。

（優良興行および優良図書等の推奨）

第9条 知事は、興行または図書等の内容が、青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

第3章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制

（有害興行の観覧の禁止）

第10条 知事は、興行の内容の全部または一部が著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該興行を青少年の健全な育成に有害な興行として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨およびその理由を、当該興行を行う興行場を経営する者（風営法第2条第4項に規定する接待飲食等営業または同条第6項第3号の営業を営む者を除く。）または当該興行を主催する者（以下この条において「興行者」という。）に通知するとともに、公示しなければならない。

3 興行者は、第1項の規定による指定を受けた興行（以下「有害興行」という。）を行

うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に同項の規定による指定のあつた旨および青少年の入場を禁ずる旨の掲示をし、当該興行を青少年に観覧させてはならない。

- 4 興行者は、有害興行に係る広告物を青少年が容易に視認できる箇所に掲示し、または青少年に頒布してはならない。
- 5 何人も、青少年に対し、有害興行を観覧させないようにしなければならない。
- 6 知事は、有害興行の内容が第1項の規定による指定の理由を有しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消し、その旨およびその理由を興行者に通知するとともに、公示しなければならない。

(有害図書等の販売等の禁止)

第11条 知事は、図書等の内容の全部または一部が著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書等を青少年の健全な育成に有害な図書等として指定することができる。

2 図書等で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定による指定を受けたものとみなす。

- (1) 書籍または雑誌で、全裸、半裸もしくはこれらに近い状態での卑わいな姿態または性交もしくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真または描写した絵画で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)の数が、当該書籍または雑誌のページの総数の5分の1以上を占め、または20以上のもの
- (2) 映写用フィルム、ビデオテープ、ビデオディスクまたはシーディーロムで、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて5分を超えるもの

3 知事は、第1項の規定による指定をしたとき(前項の規定により第1項の規定による指定を受けたものとみなされる場合を除く。)は、その旨およびその理由を公示しなければならない。

4 図書等の販売または貸付けを業とする者(以下「図書等の販売業者等」という。)は、青少年に対し、第1項の規定による指定を受けた図書等(第2項の規定により第1項の規定による指定を受けたものとみなされる図書等を含む。以下「有害図書等」という。)の販売、頒布、贈与、交換もしくは貸付け(以下「販売等」という。)をし、または閲覧もしくは視聴をさせてはならない。

5 図書等の販売業者等は、有害図書等に係る広告物を青少年が容易に視認できる箇所に掲示し、または青少年に頒布してはならない。

6 何人も、青少年に対し、有害図書等の販売等をし、または閲覧もしくは視聴をさせないようにしなければならない。

(有害図書等の陳列場所)

第12条 図書等の販売業者等(風営法第2条第6項第5号の営業を営む者を除く。次項において同じ。)は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより他

の図書等と区分し、屋内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。

- 2 図書等の販売業者等は、前項の有害図書等の陳列場所に青少年の購入、借受け、または閲覧もしくは視聴を禁ずる旨の掲示をしなければならぬ。
- 3 知事は、前2項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、有害図書等の陳列場所を変更し、もしくは陳列方法を改善し、または前項の掲示をすべきことを命ずることができる。

(有害広告物の制限)

第13条 知事は、広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該広告物の広告主または管理者に対し、当該広告物の内容の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができる。

(有害玩具刃物類の販売等の禁止)

第14条 知事は、玩具刃物類の形状、構造または機能が人体に危害を及ぼし、または著しく性的感情を刺激するおそれがあるため、これを青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該玩具刃物類を青少年の健全な育成に有害な玩具刃物類として指定することができる。

- 2 玩具刃物類のうち、専ら性交またはこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造または機能を有するものは、前項の規定による指定を受けたものとみなす。
- 3 知事は、第1項の規定による指定をしたとき(前項の規定により第1項の規定による指定を受けたものとみなされる場合を除く。)は、その旨およびその理由を公示しなければならない。
- 4 玩具刃物類の販売または貸付けを業とする者(以下「玩具刃物類の販売業者等」という。)は、青少年に対し、第1項の規定による指定を受けた玩具刃物類(第2項の規定により第1項の規定による指定を受けたものとみなされる玩具刃物類を含む。以下「有害玩具刃物類」という。)の販売等をしてはならない。
- 5 玩具刃物類の販売業者等は、有害玩具刃物類に係る広告物を青少年が容易に視認できる箇所に掲示し、または青少年に頒布してはならない。
- 6 何人も、青少年に対し、有害玩具刃物類の販売等をし、または携帯をさせないようにしなければならない。

(自動販売機等の設置の届出)

第15条 図書等または玩具刃物類の自動販売機または自動貸出機(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第2号に規定する電気通信設備を用いて送信された画像を確認することにより販売または貸出しの操作をすることができる販売機または貸出機を含む。以下「自動販売機等」という。)を設置しようとする者は、その設置する自動販売機等ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。これらの事項の変更(次項の規定

による届出に係る変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

- (1) 住所および氏名(法人(その他の団体を含む。以下同じ。)にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに電話番号
 - (2) 設置場所
 - (3) 収納する物品の種類
 - (4) 設置場所の提供者の住所および氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに電話番号
 - (5) 設置予定年月日
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項(同項第2号に掲げる事項を除く。)に変更があつたとき、またはその届出に係る自動販売機等の設置を廃止したときは、その変更があつた日または廃止した日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- (自動販売機等による販売等の届出)

第16条 自動販売機等により図書等または玩具刃物類の販売または貸付けをしようとする者(以下「自動販売業者」という。)は、その使用する自動販売機等ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。これらの事項の変更(次項の規定による届出に係る変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

- (1) 住所および氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに電話番号
 - (2) 次条第1項に規定する自動販売機等の管理を行う者の住所および氏名(法人にあつては、主たる事務所または営業所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに電話番号
 - (3) 自動販売機等を設置する者の住所および氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに電話番号
 - (4) 自動販売機等の設置場所
 - (5) 収納する物品の種類
 - (6) 販売または貸付けの開始予定年月日
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項(同項第4号に掲げる事項を除く。)に変更があつたとき、またはその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日または廃止した日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- (自動販売機等管理者の設置)

第17条 自動販売業者は、自動販売機等による図書等または玩具刃物類の販売または貸付けに関し、この条例の定める事項を行わせるため、その使用する自動販売機等ごとに、その管理を行う者(以下「自動販売機等管理者」という。)を置かなければならない。ただし、自動販売業者の住所または所在地と同一の市町内に設

置する自動販売機等については、この限りでない。

2 前項に規定する自動販売機等管理者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) その管理に係る自動販売機等の設置場所と同一の市町に住所(法人にあつては、主たる事務所または営業所)を有する者であること。

(2) 自動販売業者から自動販売機等管理者としてこの条例に定める事項を的確に履行するための一切の権限を付与されている者であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める要件
(自動販売機等による販売等の届出済証の貼付)

第18条 第16条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に、知事が交付する届出済証を貼付しなければならない。

2 前項の届出済証が滅失し、毀損し、またはその識別が困難となつたときは、知事に届出済証の再交付を申請しなければならない。

(自動販売機等への有害図書等および有害玩具刃物類の収納の禁止等)

第19条 自動販売業者または自動販売機等管理者は、その使用し、または管理する自動販売機等に有害図書等または有害玩具刃物類を収納してはならない。

2 自動販売業者または自動販売機等管理者は、その使用し、または管理する自動販売機等に収納されている図書等または玩具刃物類が有害図書等または有害玩具刃物類となつたときは、直ちに、当該図書等または玩具刃物類を自動販売機等から撤去しなければならない。

(自動販売機等の設置場所の提供者の義務)

第20条 図書等または玩具刃物類の自動販売機等の設置場所を提供する者は、提供の際、当該自動販売機等に有害図書等または有害玩具刃物類が収納されないことを確認するように努めるとともに、提供の後、これらが収納されていることを知つたときは、知事にその旨を通報するように努めなければならない。

(適用除外)

第21条 第15条から前条までの規定は、自動販売機等が風営法第2条第1項に規定する風俗営業(同法第2条第1項第5号の営業を除く。)もしくは同法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る営業所、有害興行を行う興行場またはテレホンクラブ等営業に係る営業所(以下これらを「青少年立入禁止場所」という。)において、当該青少年立入禁止場所の外から有害図書等または有害玩具刃物類を購入または借受けできない場所に設置されている場合には、適用しない。

第22条 削除

(利用カード販売業の届出)

第22条の2 利用カード販売業(業として利用カードを販売することをいい、テレホンクラブ等営業を営む者から委託を受けて行う場合を含む。以下同じ。)を営もうとする者は、営業開始予定日の15日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 住所および氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者

の氏名)ならびに電話番号

(2) 利用カードの販売所の所在地、名称および電話番号ならびに自動販売機の設置場所

(3) 営業開始予定年月日

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項各号に掲げる事項に変更があつたとき、またはその届出に係る利用カード販売業を廃止したときは、その変更があつた日または廃止した日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第23条 削除

(利用カード販売業の広告物の制限等)

第24条 何人も、第22条の2第1項第1号または第2号に掲げる事項を記載した広告物を掲示してはならない。ただし、青少年立入禁止場所において当該青少年立入禁止場所の外から見るできない場所に掲示する広告物および福井県屋外広告物条例(昭和39年福井県条例第45号)第8条第2項第1号に規定する広告物であつて規則で定める基準に適合するものについては、この限りでない。

2 何人も、青少年に対し、第22条の2第1項第1号または第2号に掲げる事項を記載した広告物その他の物品(以下「広告物等」という。)を頒布してはならない。

3 知事は、前2項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った者に対し、広告物の撤去、広告物等の頒布の禁止その他必要な命令をすることができる。

第25条 削除

(青少年に対する利用カードの販売等の禁止)

第26条 何人も、青少年に対し、利用カードの販売等をしてはならない。

第27条および第28条 削除

(自動販売機への利用カードの収納の禁止等)

第29条 何人も、自動販売機(青少年立入禁止場所に設置されている自動販売機であつて、当該青少年立入禁止場所の外から利用カードを購入することができないものを除く。)に販売を目的として利用カードを収納してはならない。

2 何人も、利用カードの自動販売機の設置場所を提供しないように努めなければならない。

(保護者の責務)

第30条 保護者は、その監護に係る青少年に、テレホンクラブ等営業所へ電話をかけさせ、もしくは立ち入らせ、またはテレホンクラブ等営業に係る広告物等を受け取らせないように努めなければならない。

第31条および第32条 削除

(質物の受入れおよび古物等の買受けの制限)

第33条 質屋(質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項の質屋をいう。以下同じ。)または古物商(古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項の古物

商をいう。以下同じ。)は、青少年から物品(青少年が着用した下着(青少年がこれに該当すると称したものを含む。以下「着用済み下着」という。)を除く。以下この条において同じ。)もしくは有価証券を質にとつて金銭を貸付け、または青少年から古物(着用済み下着を除く。以下この項において同じ。)を買い受け、もしくは古物の売却の委託を受け、もしくは青少年と古物を交換してはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、または同意を得たと認められるときその他正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

- 2 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年から物品もしくは有価証券を質にとり、もしくは買い受け、または物品もしくは有価証券の質入れもしくは売却の委託を受けないようにしなければならない。

(金銭の貸付け等の制限)

第34条 貸金業者(貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項の貸金業者をいう。以下同じ。)は、青少年に金銭の貸付けまたは金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付または当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)をしてはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、または同意を得たと認められるときその他正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

(みだらな性行為およびわいせつな行為の禁止)

第35条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為またはわいせつな行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、または見せてはならない。

(着用済み下着の買受け等の禁止)

第35条の2 何人も、青少年から着用済み下着を買い受け、その売却の委託を受け、青少年に対しその売却の相手方を紹介し、またはこれらの行為が行われることを知つてそのための場所を提供してはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、着用済み下着を売却するよう勧誘してはならない。

(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第35条の3 何人も青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

(1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノまたは同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))その他の記録をいう。以下同じ。)の提供を行うように求めること。

(2) 青少年を威迫し、欺き、もしくは困惑させ、または青少年に対し対償を供与し、もしくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。

(入れ墨の禁止)

第36条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施し、または入れ墨を受けることを強要し、勧誘し、もしくは周旋してはならない。

(場所の提供および周旋等の禁止)

第37条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、または青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、またはその周旋をしてはならない。

- (1) みだらな性行為またはわいせつな行為
 - (2) 賭博類似行為または暴行
 - (3) 麻薬、大麻、あへんまたは覚醒剤を施用し、吸飲し、または使用する行為
 - (4) トルエンまたは酢酸エチル、トルエンもしくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料もしくは閉塞用もしくはシーリング用の充填料をみだりに摂取し、または吸入する行為
 - (5) 前号に定めるもののほか、医薬品または労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第6の2に定める有機溶剤で催眠、鎮静、興奮または幻覚の作用を有するものうち知事が指定したもの(以下「特定薬品」という。)をみだりに摂取し、または吸入する行為
- 2 何人も、青少年がみだりに摂取し、もしくは吸入し、またはこれらの目的で所持することを知って、青少年に対し、特定薬品の販売等をしてはならない。
- 3 知事は、第1項第5号の規定による指定をしたときは、その旨およびその理由を公示しなければならない。

(勧誘行為の禁止)

第37条の2 何人も、青少年に対し、接待飲食等営業(風営法第2条第4項に規定する接待飲食等営業のうち、同条第1項第1号に該当する営業をいう。)の客となり、または性風俗関連特殊営業(風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事するよう勧誘してはならない。

(旅館業を営む者の届出)

第38条 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業を営む者(風営法第2条第6項第4号の営業を営む者を除く。)は、同伴の保護者がなく、かつ、その行動が明らかに不審であると認められる青少年が宿泊した場合は、速やかに健康福祉センター所長、児童・女性相談所長、嶺南振興局敦賀児童相談所所長、青少年愛護センター所長または警察官に届け出るように努めなければならない。

(物品の販売業者等の責務)

第39条 物品の販売業を営む者、興行場を経営する者、質屋、古物商、貸金業者、前条に規定する旅館業を営む者または理容業もしくは美容業(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第2条第1項第2号または第3号に規定する営業をいう。)を営む者は、青少年に対する営業に関し、当該営業に係る地域の小学校、中学校その他の教育機関および児童・女性相談所、嶺南振興局敦賀児童相談所その他の行政機関と密接な連絡を図り、青少年

の健全な育成に配慮するように努めなければならない。

(風俗営業を行う場所等への立入りの制限)

第40条 何人も、風営法第2条第1項に規定する風俗営業を行う場所、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行う場所、テレホンクラブ等営業を行う場所その他設備を設けて、客に飲食させる営業を行い、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある場所に、正当な理由のない限り、青少年を立ち入らせないように努めなければならない。

(遊技業を営む者の責務)

第41条 設備を設けて客に遊技をさせる営業を営む者は、当該営業所内における青少年の補導に協力する等青少年の健全な育成に努めなければならない。

(深夜外出の制限)

第42条 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜(午後11時から翌日の午前4時までをいう。以下同じ。)に外出させないように努めなければならない。

2 何人も、青少年が刑罰法令に触れ、もしくはそのおそれのある行為を行い、もしくはこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、または青少年に対してこれらの行為をするため、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、またはとどめてはならない。

3 深夜に営業を営む者およびその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内または敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(深夜における営業施設への立入禁止)

第42条の2 次に掲げる施設において営業を営む者およびその代理人、使用人その他の従業者は、深夜においては、当該施設に青少年を立ち入らせてはならない。

(1) 個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設

(2) 設備を設け、客に主として図書等の閲覧もしくは視聴またはインターネットの利用をさせる施設(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館を除く。)

2 前項各号に掲げる施設において営業を営む者は、深夜に当該営業を営むときは、当該施設に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に深夜における青少年の立入りを禁ずる旨の掲示をしなければならない。

(共同危険行為等の勧誘等の禁止)

第43条 何人も、青少年に対し、道路交通法(昭和35年法律第105号)第68条に規定する共同危険行為等を行うよう勧誘し、もしくは強制し、または行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益または便宜を供与してはならない。

(インターネットの利用に係る保護者等の責務)

第43条の2 保護者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「青少年インター

ネット環境整備法」という。)第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。)の活用その他適切な方法により、青少年有害情報(同条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。)を青少年が閲覧し、または視聴することを防止するように努めるとともに、青少年のインターネットの利用に関する適切な判断能力の育成が図られるよう啓発および教育に努めなければならない。

- 2 学校の関係者、青少年が勤務する職場の関係者その他青少年の健全な育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、青少年有害情報を青少年が閲覧し、または視聴することを防止するように努めるとともに、青少年のインターネットの利用に関する適切な判断能力の育成が図られるよう啓発および教育に努めなければならない。
 - 3 特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)およびインターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)の販売または貸付けを業とする者(次項において「特定電気通信役務提供者等」という。)は、特定電気通信役務の提供または当該端末設備の販売もしくは貸付けの契約(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約を除く。)を締結する際に、当該契約の相手方に対し、青少年の利用の有無を確認するように努めなければならない。
 - 4 特定電気通信役務提供者等は、前項の確認をした場合において、利用者に青少年が含まれるときは、当該契約の相手方に対し、青少年有害情報を青少年が閲覧し、または視聴することを防止するため、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアおよび青少年有害情報フィルタリングサービス(青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)に関する情報その他の必要な情報を提供し、それらの利用を勧奨するように努めなければならない。
 - 5 端末設備を不特定または多数の者の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用その他適切な方法により、青少年有害情報を青少年が閲覧し、または視聴することを防止するように努めなければならない。
(携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置)
- 第43条の3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)は、青少年インターネット環境整備法第14条の規定による説明をするときは、同条各号に掲げる事項その他規則で定める事項を説明するとともに、それらの内容を記載した書面または記録した電磁的記録(当該説明を受けるべき青少年またはその保護者から書面の交付を求められた場合にあつては、書面に限る。)を交付し、または提供しなければならない。
- 2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定による申出を

するときは、保護者がその青少年の携帯電話インターネット接続役務(青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の利用状況を適切に把握する等により、その青少年が青少年有害情報の閲覧をすることがないようにすることその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面または記録した電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の書面または電磁的記録の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約が終了する日または当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面もしくはその写しもしくは当該電磁的記録または当該書面に記載された事項を記録した電磁的記録を保存しなければならない。
- 4 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定による申出をするときは、保護者の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。)を行うことその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面または記録した電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。
- 5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の書面または電磁的記録の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等(青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。)を販売することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、当該特定携帯電話端末等に係る携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約が終了する日または当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面もしくはその写しもしくは当該電磁的記録または当該書面に記載された事項を記録した電磁的記録を保存しなければならない。
- 6 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第1項もしくは前項の規定に違反していると認めるときまたは携帯電話インターネット接続役務提供事業者が第3項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等または当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 7 知事は、前項の規定による勧告をするために必要な限度において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務の提供

を受け、または青少年有害情報フィルタリング有効化措置が講じられていない特定携帯電話端末等を使用していると認められる青少年の保護者に対し、報告または資料の提出を求めることができる。

- 8 知事は、第6項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 雑 則

(立入調査等)

第44条 知事は、この条例の実施のために必要があると認めるときは、その指定する者に、営業時間内において、興行場その他の営業所(自動販売機等の設置場所を含む。)に立ち入り、調査させ、関係者から資料の提供を求めさせ、または関係者に対して質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入調査は、必要最少限度にとどめ、関係者の正常な業務を妨げないようにしなければならない。

- 3 知事の指定する者が、第1項の規定による立入調査を行う場合は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

- 4 第1項に規定する立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(県民からの申出)

第45条 何人も、第8条もしくは第9条の規定による推奨、第10条第1項、第11条第1項、第14条第1項もしくは第37条第1項第5号の規定による指定、第10条第5項の規定による指定の取消し、第12条第3項、第13条もしくは第24条第3項の規定による命令または第43条の3第6項の規定による勧告をすることが適当であると認めるときは、知事に対して、その旨を申し出ることができる。

(審議会の設置)

第46条 青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項ならびに知事の諮問に応じて第48条に規定する事項を調査審議するため、福井県青少年愛護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第47条 審議会は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する委員20人以内をもつて組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(諮問)

第48条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の意見を聴かななければならない。ただし、第5号または第11号の場合を除き緊急を要すると認める

ときは、この限りでない。

- (1) 第8条の規定により優良環境の推奨をしようとするとき。
- (2) 第9条の規定により優良興行または優良図書等の推奨をしようとするとき。
- (3) 第10条第1項または第5項の規定により有害興行を指定し、または当該指定を取り消そうとするとき。
- (4) 第11条第1項の規定により有害図書等を指定しようとするとき。
- (5) 第11条第2項第1号および第2号の規定により規則を定めようとするとき。
- (6) 第12条第3項の規定により有害図書等の陳列場所の変更もしくは陳列方法の改善または同条第2項の掲示を命じようとするとき。
- (7) 第13条の規定により有害広告物の内容の変更、撤去その他必要な措置を命じようとするとき。
- (8) 第14条第1項の規定により有害玩具刃物類を指定しようとするとき。
- (9) 第37条第1項第5号の規定により特定薬品を指定しようとするとき。
- (10) 第43条の3第6項の規定により勧告をしようとするとき。
- (11) 次条の規定により審査請求の裁決をしようとするとき。
- (12) その他規則で定める場合

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで、推奨、指定、取消し、命令または勧告をしたときは、次の審議会に報告しなければならない。

(審査請求による取消の公示)

第49条 知事は、審査請求の裁決により、処分を取消したときは、その旨およびその理由を公示しなければならない。

(規則への委任)

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰 則

(罰則)

第51条 第35条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第36条の規定に違反した者
- (2) 第37条第1項の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第3項の規定に違反して、有害興行を青少年に観覧させた者
- (2) 第11条第4項の規定に違反した者
- (3) 第13条の規定による命令に違反した者
- (4) 第14条第4項の規定に違反した者
- (5) 第19条第1項または第2項の規定に違反した者
- (6) 第26条の規定に違反した者

- (7) 第29条第1項の規定に違反した者
 - (8) 第35条第2項の規定に違反した者
 - (9) 第35条の2第1項または第2項の規定に違反した者
 - (10) 第35条の3の規定に違反した者
 - (11) 第37条第2項の規定に違反した者
 - (12) 第37条の2の規定に違反した者
 - (13) 第42条第2項の規定に違反した者
 - (14) 第42条の2第1項の規定に違反した者
 - (15) 第43条の規定に違反した者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金または科料に処する。
- (1) 第10条第3項の規定に違反して、同条第1項の規定による指定のあつた旨および青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなかつた者
 - (2) 第12条第3項の規定による命令に違反した者
 - (3) 第15条第1項の規定による届出もしくは同条第2項の規定による変更の届出をせず、または虚偽の届出をした者
 - (4) 第16条第1項の規定による届出もしくは同条第2項の規定による変更の届出をせず、または虚偽の届出をした者
 - (5) 第22条の2第1項の規定による届出もしくは同条第2項の規定による変更の届出をせず、または虚偽の届出をした者
 - (6) 第33条第1項の規定に違反した者
 - (7) 第34条の規定に違反した者
 - (8) 第42条の2第2項の規定に違反した者
- 5 第44条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、資料の提出をせず、もしくは虚偽の資料の提出をし、または質問に対して陳述をせず、もしくは虚偽の陳述をした者は、10万円以下の罰金または科料に処する。
- 6 何人も、青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項から第5項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。
(両罰規定)
- 第52条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、同条の罰金刑または科料刑を科する。

附則(略)

(2) 福井県青少年愛護条例施行規則

福井県青少年愛護条例施行規則

公布:平成 8 年 5 月31日

最終改正:令和 3 年 3 月31日

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(有害興行の掲示の様式)

第2条 条例第10条第3項の掲示の様式は、様式第1号によるものとする。

(有害図書等として指定を受けたものとみなす図書等)

第3条 条例第11条第2項第1号に規定する規則で定める写真または絵画および同項第2号に規定する規則で定める場面は、次の各号のいずれかに該当する写真もしくは絵画または場面とする。

- (1) 陰部を被写体とし、または描写したもの(陰部を覆い、ぼかし、または塗りつぶしたものを含む。)
- (2) でん部または女性の胸部を誇張して被写体とし、または描写したもの
- (3) 大たい部を開いた姿態、自慰の姿態、愛ぶの姿態、排せつの姿態または緊縛の姿態を被写体とし、または描写したもの
- (4) 性交または性交を連想させる行為を被写体とし、または描写したもの
- (5) 強制性交等その他のりよう辱行為を被写体とし、または描写したもの
- (6) 性交に類する同性間の性行為または変態性欲に基づく性行為を被写体とし、または描写したもの

(有害図書等の区分陳列の方法)

第3条の2 条例第12条第1項に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。

- (1) 間仕切り等により仕切られ、かつ、その内部を外部から容易に見通すことができない措置がとられた場所に、有害図書等をまとめて陳列すること。
- (2) 有害図書等以外のものを陳列する棚の外周から60センチメートル以上離れた場所に設けられた棚に、有害図書等をまとめて陳列すること。
- (3) 有害図書等を陳列しようとする棚の各棚板の前面と直交する鉛直面上に、当該棚板の前面から10センチメートル以上張り出した仕切り板(透視できない材質のものに限る。以下この号において同じ。)を設け、仕切り板と仕切り板との間に有害図書等をまとめて陳列すること。
- (4) 有害図書等を、床面から150センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列すること。
- (5) 有害図書等を、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧することができない状態にしてまとめて陳列すること。

(有害図書等の陳列場所の掲示の様式)

第4条 条例第12条第2項の掲示の様式は、様式第2号によるものとする。

(有害玩具刃物類として指定を受けたものとみなす玩具刃物類)

第5条 条例第14条第2項に規定する規則で定める形状、構造または機能を有する玩具刃物類は、次の各号のいずれかに該当する玩具刃物類とする。

- (1) 性器の形状をなし、またはこれに著しく類似するもの
- (2) 性器を挿入し、または性器に挿入する構造をなすもの(電動式振動機を内蔵し、または装着することができるものに限る。)
- (3) 全裸または半裸の人形(気体または液体で膨脹させることにより人形となるものを含む。)

(自動販売機等の設置の届出)

第6条 条例第15条第1項前段の規定による自動販売機等の設置の届出および同項後段の規定による自動販売機等の設置場所の変更の届出は、図書等(玩具刃物類)の自動販売機等設置(設置場所変更)届出書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 自動販売機等を設置しようとする者の住民票の写し(法人にあっては法人の登記事項証明書、その他の団体にあっては代表者の住民票の写しとする。以下同じ。)
- (2) 自動販売機等を設置しようとする者が当該自動販売機等の設置場所の用地または建物の所有者でないときは、当該用地もしくは建物の提供者の承諾書または当該用地もしくは建物の提供に係る契約書の写し
- (3) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図

2 条例第15条第1項第6号の規則で定める事項は、自動販売機等の型式番号とする。

3 条例第15条第2項の規定による届出事項の変更の届出は、図書等(玩具刃物類)の自動販売機等設置変更届出書(様式第4号)により行うものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 自動販売機等の設置の届出をした者(当該自動販売機等の設置場所の変更の届をした者を含む。)の住所または氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称または代表者の氏名、その他の団体にあっては代表者の住所または氏名。次条第2項第1号および第10条第3項第1号において同じ。) 第1項第1号に掲げる書類
- (2) 自動販売機等の設置場所の提供者 第1項第2号に掲げる書類

4 条例第15条第2項の規定による自動販売機等の設置の廃止の届出は、図書等(玩具刃物類)の自動販売機等設置廃止届出書(様式第5号)により行うものとする。

(自動販売機等による販売または貸付けの届出)

第7条 条例第16条第1項前段の規定による自動販売機等による図書等または玩具刃物類の販売または貸付けの届出および同項後段の規定による自動販売機等の設置場所の変更の届出は、自動販売機等による図書等(玩具刃物類)の販売(貸

付)(自動販売機等設置場所変更)届出書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 自動販売機等による図書等または玩具刃物類の販売または貸付けをしようとする者の住民票の写し
 - (2) 条例第17条第1項に規定する自動販売機等管理者(以下「自動販売機等管理者」という。)の就任承諾書
 - (3) 自動販売機等管理者の住民票の写し
 - (4) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
 - (5) 自動販売機等管理者が次条に規定する要件に該当することを証する書類
- 2 条例第16条第2項の規定による届出事項の変更の届出は、自動販売機等による図書等(玩具刃物類)の販売(貸付)変更届出書(様式第7号)により行うものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- (1) 自動販売機等による図書等または玩具刃物類の販売または貸付けの届出をした者(当該自動販売機等の設置場所の変更の届出をした者を含む。)の住所または氏名 前項第1号に掲げる書類
 - (2) 自動販売機等管理者 前項第2号、第3号および第5号に掲げる書類
 - (3) 自動販売機等管理者の住所または氏名(法人にあっては主たる事務所もしくは営業所の所在地、名称または代表者の氏名、その他の団体にあっては代表者の住所または氏名) 前項第3号に掲げる書類
- 3 条例第16条第2項の規定による自動販売機等による図書等または玩具刃物類の販売または貸付けの廃止の届出は、自動販売機等による図書等(玩具刃物類)の販売(貸付)廃止届出書(様式第8号)により行うものとする。
(自動販売機等管理者の要件)
- 第7条の2 条例第17条第2項第3号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。
- (1) 未成年者でないこと。
 - (2) 精神の機能の障害により自動販売機等の管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。
- (自動販売機等による販売等の届出済証の様式等)
- 第8条 条例第18条第1項の届出済証の様式は、様式第9号によるものとする。
- 2 条例第18条第2項の規定による申請は、届出済証再交付申請書(様式第10号)により行うものとする。
- 第9条 削除
(利用カード販売業の届出)
- 第10条 条例第22条の2第1項の規定による利用カード販売業の届出は、利用カード販売業届出書(様式第11号)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。
- (1) 利用カード販売業を営もうとする者の住民票の写し
 - (2) 利用カード販売業を営もうとする者が利用カードの販売所または自動販売機の設置場所の用地または建物の所有者でないときは、当該用地もしくは建物の

- 提供者の承諾書または当該用地もしくは建物の提供に係る契約書の写し
- (3) 青少年立入禁止場所に利用カードの自動販売機を設置するときは、当該自動販売機の設置箇所を明記した当該青少年立入禁止場所の平面図
- 2 条例第22条の2第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 販売する利用カードにより役務の提供を受けることができるテレホンクラブ等営業に係る営業所(第12条において「営業所」という。)の名称および商品名
- (2) 利用カード販売業を営もうとする者が利用カードの販売所または自動販売機の設置場所の用地または建物の所有者でないときは、当該用地または建物の提供者の住所および氏名(法人(その他の団体を含む。))にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名。第4号において同じ。)ならびに電話番号
- (3) 利用カードの自動販売機の設置台数
- (4) 委託を受けて利用カード販売業を営もうとするときは、委託者の住所および氏名ならびに電話番号
- 3 条例第22条の2第2項の規定による届出事項の変更の届出は、利用カード販売業変更届出書(様式第12号)により行うものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- (1) 利用カード販売業の届出をした者の住所または氏名 第1項第1号に掲げる書類
- (2) 利用カードの販売所または自動販売機の設置場所の用地または建物の提供者 第1項第2号に掲げる書類
- (3) 利用カードの自動販売機の設置場所 第1項第3号に掲げる書類
- 4 条例第22条の2第2項の規定による利用カード販売業の廃止の届出は、利用カード販売業廃止届出書(様式第13号)により行うものとする。
- 第11条 削除
(自家広告物の基準)
- 第12条 条例第24条第1項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 営業所の建物に直接掲示するものであること。
- (2) 一の営業所につき、表示面積の合計が5平方メートル以下のものであること。
(深夜営業の掲示の様式)
- 第13条 条例第42条の2第2項の掲示の様式は、様式第14号によるものとする。
(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明事項)
- 第13条の2 条例第43条の3第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、または犯罪による被害を受けるおそれがあること。
- (2) 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、条例第43条の3第2項に規定する書面または電磁的記録を提出する必要があること。

(3) 保護者が青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例第43条の3第4項に規定する書面または電磁的記録を提出する必要があること。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等)

第13条の3 条例第43条の3第2項の規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 保護者がその監護する青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年が青少年有害情報の閲覧をすることがないようにすること。
- (2) 青少年が就労している場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障が生ずること。
- (3) 青少年が心身に障害を有し、または疾病にかかっている場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障が生ずること。

2 条例第43条の3第2項および第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出年月日
- (2) 保護者の氏名、住所および連絡先

3 条例第43条の3第4項の規則で定める正当な理由は、保護者の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を行うこととする。

(身分証明書の様式)

第14条 条例第44条第3項の身分を示す証票の様式は、様式第15号によるものとする。

(審議会の会長および副会長)

第15条 条例第46条の福井県青少年愛護審議会(以下「審議会」という。)に会長および副会長一人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第17条 審議会は、専門事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

(幹事)

第18条 審議会に幹事若干人を置き、県の職員または関係行政機関の職員のうちから、知事が任命し、または委嘱する。

- 2 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(会長への委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則、様式 (略)

(3) 福井県青少年愛護条例に基づく推奨、指定、措置命令要領

福井県青少年愛護条例に基づく推奨、指定、措置命令要領

制定:平成 元 年 1 月18日

最終改正:平成31年 4 月 1 日

第1 目的

青少年の健全育成を図るためには、積極的に青少年に優良な環境の整備を図り、有害な環境を排除する必要がある。

このため、福井県青少年愛護条例(以下「愛護条例」という。)第8条から第14条の規定の目的を達成するために、推奨、指定、措置命令要領を定めるものである。

第2 推奨、指定、措置命令の認定基準

愛護条例による推奨、指定、措置命令の認定基準は、概ね次のとおりとする。

1 優良環境、優良興行および優良図書等の推奨認定基準

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 自然を愛し、科学と芸術を尊び、心身の発達に役立つもの、またはところ
- イ 社会人としての良識の涵養に役立ち、社会の一員としての責任を自主的に果たすことに役立つもの、またはところ
- ウ 人間的愛情を豊かにし、道徳的心情がつかわれるもの、またはところ
- エ 美的な感覚を洗練し、情操を高め、楽しみのうちに豊かな人間性がつかわれるもの、またはところ
- オ 広い知識と高い教養を深めさせることができるもの、またはところ
- カ 明朗で健全な娯楽作品、または健全な地域として優れているところ
- キ その他特に青少年の健全育成に役立つもの、またはところ

(2) 優良興行、優良図書等にあつては、前号の要件のいずれかに該当することのほか、次のアからエまでのいずれにも該当するもの

- ア 概ね一年以内において刊行または制(製)作されたものであること
- イ 一般に容易に入手でき、または観賞できるものであること
- ウ 適当な価格のものであること
- エ 次のいずれにも該当しないものであること
 - (ア) 内容がきわめて悲惨なもの
 - (イ) 内容が特定の政党政派等を支持し、その宣伝を意図しているもの
 - (ウ) 内容が特定の宗教宗派等を支持し、その宣伝を意図しているもの
 - (エ) 内容が特定の人物または企業の利益のための宣伝を意図しているもの

(オ) 辞書、辞典に属するものおよび学習等の参考書ならびに入門書またはこれに類するもの

2 有害興行、有害図書等の指定認定基準および有害広告物の措置命令基準

(1) 著しく性的感情を刺激するもので、次のいずれかに該当するもの

ア 人の裸体の全部または局部を劣情的に表現したもの

イ 表現や説明の字句、口上、歌曲等が著しく卑わいなものまたは演出、描写、表現が性的行為を露骨に連想させるもの

ウ 刺激的な姿態により、またはわいせつな動作によって身体の全部もしくは一部または局部が露出しているもの

エ 変態的な性欲を演出、描写、表現しているもの

オ 性衛生および性医学または科学的観点を超え、必要以上に不自然に素材として描写しているもの

カ 善良な結婚および家庭の生活を侵すような背德的男女関係に主体性をおき、不純な性行為を演出、描写、表現しているもの

キ 性的関係を結ぶに至るまでの方法、過程、所作、感情等を過度に演出、描写、表現しているもの

(2) 著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長するもので、次のいずれかに該当するもの

ア 殺人、自殺、強盗、強制性交等、放火、恐喝、暴行、傷害、脅迫等の行為を肯定し、および英雄視させるような表現をし、またはこれらの行為を刺激的かつ陰惨に演出、描写、表現しているもの

イ 私刑、拷問等を刺激的に演出、描写、表現しているもの

ウ 犯罪等の手口を詳細に扱い、その手段を教示する結果をまねくおそれがあるもの

3 有害玩具刃物類の指定認定基準

(1) 玩具刃物類の形状、構造または機能が人体に危害を及ぼすおそれがあるもので、次のいずれかに該当するもの

ア 玩具銃砲類

イ 玩具煙火類

ウ 業務用、家庭用および学習用として通常使用する以外の刃物類

エ 人の身体の自由を制限することを目的とした玩具類

オ その他の玩具類であって、その形状、構造または機能が人の生命、身体に危害を及ぼすおそれがあるもの

(2) 著しく性的感情を刺激するもので、次のいずれかに該当するもの

ア 人の裸体の全部もしくは局部を形成するものおよび性行為を表現し、またはこれらを容易に連想させるもの

イ 性行為を促進または助長するためのもの

第3 愛護審議会における審議方法

愛護審議会(以下「審議会」という。)は、次により審議する。

1 優良環境、優良興行、優良図書等の推奨

- (1) 自然環境または社会環境(以下「環境」という。)の所有者、管理者等から推せんを受けた環境、および興行主等から推せんを受けた興行については、あらかじめ審議会の委員(以下「委員」という。)の意見を聴いたのち、審議会の審議(緊急推奨を除く。)に付する。
 - (2) 福井県立図書館と協議のうえ、青少年向きとして選定した図書等については、あらかじめ委員の意見を聴いたのち、審議会の審議に付する。
 - (3) 前各号により審議に付されたもののほか、別表に掲げる者から推せんを受けた環境、興行、図書等については、あらかじめ委員の意見を聴いたのち、審議会の審議(緊急推奨を除く。)に付する。
- 2 有害興行、有害図書等、有害玩具刃物類の指定および有害広告物の措置命令
- (1) 一般財団法人映画倫理機構において録画フィルムの内容を審査し、成人向きとして指定し、映画および一般社団法人日本コンテンツ審査センターにおいて録画ビデオテープの内容を審査し、成人向きとして指定し、通知のあったビデオテープについては、審議会の審議(緊急指定を除く。)に付する。
 - (2) 前号以外の録画ビデオテープで諮問に付されたものについては、あらかじめ委員の意見を聴いたのち、審議会の審議(緊急指定を除く。)に付する。
 - (3) 前各号以外の興行、図書等ならびに広告物および玩具刃物類で諮問に付されたものについては、審議会の審議(緊急指定を除く。)に付する。

第4 知事に対する答申

審議会は、第2の規定による認定基準に従って審議し、その結果を知事に答申する。

第5 推せん、指定、措置命令の申し出

推せんならびに指定および措置命令の申し出をしようとする者は、できるだけ別紙様式1から6により、知事に提出するものとする。ただし、前記以外の方法による申し出があったときは、別紙様式7により申出受理報告書を作成して、申し出状況を明らかにしておくものとする。

第6 推奨、指定結果の周知

推奨、指定の結果については、条例の規定によるほか、関係機関、業者等に周知するものとする。

別表

- 1 審議会委員
- 2 福井県社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員
- 3 市町青少年問題協議会委員
- 4 青少年育成福井県民会議会員、青少年育成市町民会議会員
- 5 一般県民

附則、様式(略)